

平成 2 8 年

上尾市教育委員会 1 2 月定例会 議案

議 案 名

議案第 4 6 号 上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について ----- 1

議案第 4 6 号

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次のよ
うに定める。

平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日 提出

上尾市教育委員会教育長 池 野 和 己

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

上尾市立小・中学校通学区域に関する規則（昭和 3 5 年上尾市教育委員会
規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

「
別表第 2 の表 E 区域の項中

大谷小学校	今泉小学校
-------	-------

 を

「

大谷小学校	今泉小学校
大谷中学校	西中学校

 に改め、同表に次のように加え

る。

K 区域	削除		
L 区域	削除		
M 区域	川一丁目、川二丁目	大谷小学校 大谷中学校	今泉小学校 西中学校
N 区域	向山一丁目（1 番地から 4 0 番地までを 除く。）、向山二丁目、向山三丁目（1 番地から 3 8 番地までを除く。）、向山 四丁目、大字向山 5 2 6 番地から 5 6 1 番地まで（5 3 2 番地を除く。）、大字 今泉 6 0 7 番地から 6 0 9 番地まで、大 字川 3 2 3 番地から 3 2 8 番地まで、大 谷本郷 6 9 2 番地、6 9 3 番地	大谷小学校	今泉小学校
O 区域	向山一丁目 1 番地から 4 0 番地まで、向 山三丁目 1 番地から 3 8 番地まで	大谷小学校 南中学校	鴨川小学校 大谷中学校

附 則

この規則は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

上尾市立小・中学校通学区域検討協議会の助言を踏まえ、大谷地区通学区域の一部に調整区域を設定することに伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。